

06 地区計画

地区計画は、建築物の建築形態、公共施設などの配置等からみて一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備・保全するために定める計画です。地区計画の内容は、次の2つからなります。

- ① 方針～地区計画の目標、区域の整備・開発及び保全の方針
- ② 地区整備計画～地区施設の配置・規模、建築物の用途・形態の制限等

地区整備計画が定められている区域において、土地の区画形質の変更や建築物の建築を行おうとする者は、**市町村長への届出が義務づけられます。**

本市においては、次の13地区において、**建築物の用途、構造及び敷地に関する制限**を設け、適正な都市機能と健全な都市環境を確保しています。

(令和5年12月31日現在)

地区名	当初決定年月日・告示番号 最終変更年月日・告示番号	区域 面積(ha)	整備計画 面積(ha)	位置	地区計画のねらい	整備手法等
いづみ野・元江別地区	H 4.10.16(市)第 79号 R1.10.31(市)第 124号	44.0	39.3	いづみ野 対 元江 雁別	宅地開発事業の事業効果の維持増進とうるおいのある住宅市街地の形成を図る。	民間宅地開発事業
野幌東地区	H 6. 3.29(市)第 15号 H23. 6.28(市)第 126号	23.5	21.2	あさひが丘	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業(組合施行)
東江別地区	H 6.10.18(市)第 74号 H 8. 3.29(市)第 34号	38.4	35.3	萌えぎ野西 萌えぎ野中央 萌えぎ野東	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業(組合施行)
上江別南地区	H 6.10.18(市)第 74号 H20. 2.29(市)第 17号	79.1	70.7	上江別東町 上江別南町 ゆめみ野東町 ゆめみ野南町	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業(組合施行)
中央地区	H 8. 3.29(市)第 33号	69.1	64.5	新栄台	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業(組合施行)
豊幌中央東地区	H 8. 3.29(市)第 33号	13.6	11.9	豊幌はみんぐ町	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業(組合施行)
豊幌中央西地区	H 8. 3.29(市)第 33号	16.1	13.8	豊幌花園町	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業(組合施行)
江別太地区	H11.5.7(市)第 44号 R1.10.31(市)第 124号	4.5	4.4	あけばの町	宅地開発事業の事業効果の維持増進とうるおいのある住宅市街地の形成を図る。	民間宅地開発事業
大麻16丁目地区	H12. 3.31(市)第 36号	18.1	17.6	大麻ひかり町	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業(組合施行)
元江別中央地区	H12. 3.31(市)第 36号	4.9	4.4	元江別	周辺住居環境との調和を図りつつ生活利便施設を計画的に誘導し、健全な住区環境の形成を図る。	民間宅地開発事業
上江別高台地区	H19.11. 6(市)第 147号 R1.10.31(市)第 124号	11.5	10.6	上江別	周辺市街地と調和を図りつつ、日常生活利便施設等を計画的に誘導し、周辺地域の利便性向上を図る。	民間宅地開発事業
大地麻地区	H28. 2.10(市)第 16号	8.2	8.2	大麻	周辺農業環境と調和を図りつつ、交通利便性の高さを活かし地域の産業振興やまちの魅力に寄与する土地利用を図る。	民間宅地開発事業
大麻元町地区	R1.10.31(市)第 123号	3.5	3.5	大麻元町	周辺農業環境と調和を図りつつ、市民が生涯にわたって活躍できる仕組みを整え、活力ある地域づくりを行うための土地利用を図る。	生涯活躍のまち整備